

会議要旨

【開催概要】

会議名称	令和7年度 第10回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会
開催日時	令和7年12月19日(金) 18:30~20:00
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	岡島委員(委員長)・藤井睦子委員(副委員長)・谷委員・勝井委員・岡本委員 (オンライン)・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・石川委員・小野寺委員・北辻委員 (計12名)
欠席委員	遠坂委員・山本委員
事務局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 教育指導室：山口室長、椋原参事 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所：中村容子氏
配布資料	本日の次第 資料1 こどもの権利条例素案パブリックコメント等の実施状況 資料2 富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会 報告書(案) 資料3 富田林市こども計画(素案)概要版 資料4 令和8年度以降の子ども・子育て会議について 資料5 富田林市こどもの権利条例制定に向けた多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング【実施報告書(追加版)】 資料6 こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会の発表会の実施報告
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) こどもの権利条例素案パブリックコメント等の実施状況について 資料1 「こどもの権利条例素案パブリックコメント等の実施状況」 (2) 条例検討委員会の報告書について 資料2 「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会 報告書(案)」 (3) その他 ・富田林市こども計画(素案)と子ども・子育て会議について 資料3 「富田林市こども計画(素案)概要版」 資料4 「令和8年度以降の子ども・子育て会議について」 ・令和7年度多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング報告書 資料5 「富田林市こどもの権利条例制定に向けた多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング【実施報告書(追加版)】」 ・こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会の発表会の実施報告 資料6 「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会の発表会の実施報告」 (4) 事務連絡 3. 閉会
公開/非公開	公開
傍聴者	5名

【議事要旨】

	<p>1. 開会 (事務局) ・配布資料の確認</p>
事務局	<p>2. 議事 (1) こどもの権利条例素案パブリックコメント等の実施状況について ●資料1をもとに説明。 (説明省略)</p>
委員長	<p>◇こどもの権利条例の作成については、こども基本法第11条などを踏まえ、制定過程でこどもが意見表明を行うことを重要視しています。また、条例素案の内容についても、学校教育の現場や学校以外の関係機関にご協力をいただきながら、こどもたちから意見を聴く形で実施されています。</p>
委員	<p>◇パブリックコメントの回答が現時点で1件という報告については、周知が不足しているのではないかと思います。前文には、こどもたちの意見や思い、大人へのメッセージがしっかりと盛り込まれており、先日の発表会を見て非常に感動しました。富田林市で実施していることを保護者にもっと知ってもらえるよう、学校でアンケートを実施しているのですから、小中学校、高校の保護者向けに取り組み内容をお知らせできればよかったですと心残りです。そうすれば、より多くのメッセージやご意見をいただけるのではないかと感じました。</p>
事務局	<p>●パブリックコメントの周知は、市広報誌への掲載、市公式LINEでのプッシュ通知、子育てアプリ TonTon を通じてご案内しております。なお、学校を通じて保護者にご案内文を送っていますが、こどもたちが条例素案に対してアンケートを実施するという内容であり、パブリックコメントを実施している旨の記載はございません。</p>
委員長	<p>◇様々な方法で周知はしていますが、パブリックコメントの提出という行動に至るまで段階があると考えます。まずは条例制定を進めているという認知をしっかりと図り、そこから条例素案を読んでもらうと思っただき、そしてコメントしようという考え方になっていきます。引き続き、市と連携し、私たち1人ひとりも周知を行い、より多くの方へ認知を図っていきたく考えています。</p>
事務局	<p>(2) 条例検討委員会の報告書について ●資料2をもとに説明。 (説明省略)</p>
委員	<p>◇21ページの保護者の役割に関連する意見では、プレッシャーをかけないでほしい、家族が仲良くしてほしい、親にもっと家にいてほしいといった要望がありました。また、23ページの育ち学ぶ施設の役割に関連する意見では、校則をよりよくしてほしい、宿題を減らしてほしい、遊ぶ時間を増やしてほしいといったものがあります。家庭が穏やかになるとこどもたちが幸せになり、こどもたちが幸せであると学校や周りの友達に対してもやさしくなれるとい</p>

	<p>う循環になります。ぜひこれを市全体で大人が理解し、こどもを育てるのは大人だということを実施していきたいと思います。また、保護者とも連携しながら、困難な状況にある家庭には地域や市が寄り添ってサポートしていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>◇ありがとうございます。今回の報告書は改めて大事な内容をお書きいただいたという風に思います。</p>
	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富田林市こども計画（素案）と子ども・子育て会議について
事務局	<p>●資料3・4をもとに説明。 (説明省略)</p>
委員長	<p>◇こども計画の素案に関して、私たち、こどもの権利に関する条例検討委員会 が修正を求めることはできませんが、ご質問や感想等があればお願いします。</p>
委員	<p>◇こども計画は支援を中心とした計画になっているように思われます。子ども・ 子育て会議は検証機関であり、条例を具体化していくために重要な会議です。 こどもの意見表明及び参加という視点が、この計画の中にどのように盛り込 まれているのかをご説明いただきたいです。</p>
事務局	<p>●本市では、権利条例とこども計画の策定プロセスを、当初より一体的に進め てきました。こどもアンケート、ワークショップ、関係団体ヒアリング調査等 は、権利条例に活かすとともに、こども計画策定の際の基礎調査としても活 用しています。こども計画における具体的な施策としては、権利擁護委員会 の設置、こどもの参加機会の創出などを盛り込んでいます。権利条例をもと にこども計画を策定するという取り組みは全国でも少なく、この点は本市の 特徴となります。</p>
委員長	<p>◇委員のご質問は2つの意味があったと理解しています。1つは、権利条例制 定過程で集めたこどもたちの意見がこども計画の策定にどのように反映され たか、もう1つは、計画策定後のモニタリングや評価に、こどもの参加をど のように担保するかという点です。条例検討委員会で実施したワークショッ プやアンケートがどのような形で反映されたのかをご説明いただきたいです。</p>
事務局	<p>●例えば、相談する場所がないと回答した中高生が9.5%いるといったデータ は権利擁護委員会の設置に活用する必要があります。行政が今後4年間でこ のような事業を実施していくということを、改めて位置付けているのがこど も計画になります。また、今回の調査では満足度、幸福度に関する項目が特 徴として表れました。ただし、こども計画では、満足度や幸福度を上げるた めに個別の施策を掲げるのではなく、こどものライフステージに応じた支援 策、あるいは保護者に対する支援策といった、一体的な行政の施策を実施し ていくことで、こどもの満足度、幸福度を高めていくという構成になります。 なお、各調査結果報告書等は、情報共有という形で、子ども・子育て会議の委 員にも配布しているところです。</p>
副委員長	<p>◇権利条例の第17条には、市はこども計画策定にあたり、こどもに意見を聞き、 意見を表明し参加できる機会を設けることが記載されています。これはまだ 案であり、これから施行されるものです。すでにこども計画も案として完成</p>

事務局	<p>しているので、次の4年後のこども計画を作成する際に、この条例に記載したプロセスが計画上の手続きとして機能するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>●ご指摘の通りです。子ども・子育て会議の来年度の役割の中に、こどもの参加の仕組みを議題として設定しています。これに先行する形で、今年度からは子ども・子育て会議に若者委員枠として2名を設け、20代の方々が議論に参加しています。</p>
副委員長	<p>◇来年度以降における子ども・子育て会議は、条例検討委員会と既存の子ども・子育て会議を再編するとのことですが、権利条例に関する部分、例えば権利擁護委員会の設置、こどもの参加の仕組みなどを来年度の課題に残しており、それを議論するという理解をしています。この検討委員会の議論が効果的に継承されるよう、部分的に条例に関する部分を議論するなど、議論が後戻りしないよう事務局の方でお考えいただければどうかという感想を持ちました。</p>
事務局	<p>●来年度以降の子ども・子育て会議の委員構成が市としても検討課題となっています。何らかの形で皆様にご相談に上がる機会があるかと思います。ご意見を踏まえて進めていきます。</p>
委員	<p>◇子ども・子育て会議はこれまで、当委員会とは異なった構成で運営されてきたのだと思います。来年から現在のメンバーで議論ができるかという構成が異なるため、20人をどのように編成するのでしょうか。権利擁護委員会はしっかりとした立て付けを作らなければならないので、部会のような形で実施していくことも検討する必要があると思います。</p>
委員	<p>◇現在の子ども・子育て会議の委員構成を見ると、学識枠が教育と心理で固まっており、権利条例が加わった中で政策に活かしていくことを考えると、学識の方のバランスが必要になります。バランスよく連携できるような形で専門性を検討していただければと思います。</p>
委員	<p>◇こども基本法以降、こどもは保護する対象という考えから、権利を持つ主体であるという考え方に変わってきています。現在の子ども・子育て会議は従来からある組織であるため、権利条例を関連付けた議論ができるのか不安もあります。権利条例作成に関わった当委員会のどなたかが、子ども・子育て会議の方にも参加していただけるような形で実施していただきたいと思いません。</p>
事務局	<p>●現在の子ども・子育て会議においても、こどもの権利を基盤として様々な議論をしていただいております。具体的には「権利条例がある自治体だからこそそのこども計画を作成すべき」といったご意見や、「困難な状況にある方も含めて希望が持てるような言葉を選ぶべきである」といった意見も多くありました。今後、2つの会議が統合された場合でも、こどもの権利を基盤に議論できる方々が集まっただけのものと考えています。事務局としましては、委員の再編にあたり、ゼロベースで検討を進め、学識経験者の方々のバランスにも配慮しつつ、実りある議論ができる体制を構築してまいりたいと考えています。</p>
委員長	<p>◇こども基本法に基づくこども計画において、重要なポイントの1つは、こど</p>

	<p>もの参加と意見表明権の保障です。計画策定中のプロセスについてはお話がありました。策定後のモニタリングや評価におけるこどもの参加をどのように担保するかについては検討中です。もう一つの重要な点は、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」上でも、様々な計画をこども計画に一本化し、また教育振興計画と連携して作成することが求められている点です。本市では、こども権利条例の制定過程において教育委員会とも密に連携してきましたので、こども計画においても連携の具体的な結果がもう少し記載されている方が良いのではないかという感想を持ちました。加えて、施策間の連携や、実施していくための庁内体制についても、もう少し記載されている方が良いのではないかと思います。これは修正を求めるということではなく感想です。</p>
副委員長	<p>◇権利条例と市の様々な計画との関係でいうと、こども計画に権利に関するものが盛り込まれなくても、これから改定される教育振興計画、教育大綱、他のこどもに関する条例や計画でも、権利条例の考え方が盛り込まれるという逆のフィードバックもあると思います。各計画がそれぞれの計画の中で条例を踏まえて新たな取り組みを展開していくという考え方の方が柔軟に進むのではないかと思います。</p>
委員	<p>◇パブリックコメント実施中の権利条例であるにも関わらず、こども計画の中に基本理念等を記載されていて、ありがたく思います。しっかりと位置付けてくださっているので、なおさら権利擁護委員会についての立て付けを、この計画の中でしっかり議論ができる形を作っていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>●こども計画内には、こどもの権利条例を引用しておりますが、令和8年度の施行予定と注釈を入れてあります。条例成立を前提として記載していますが、制定が確定しているということではございません。</p>
委員	<p>◇市総合ビジョン及び総合基本計画において、重要課題は市民参加と協働となっています。こどもの参加、意見表明もある意味、市民参加だと思います。富田林市市民公益活動推進指針という市民参加の指針がありますが、それはこども計画に含まれていません。市民参加という視点を、こども計画の中に取り入れていくことが重要ではないかと思いました。</p>
委員長	<p>◇令和8年度に施行予定の富田林市こどもの権利条例を踏まえて、と記載していただいております。私も大変嬉しく拝見しました。説明をする際には、基本理念の整合性だけでなく、具体的にどのようにこども施策が充実していくのが分かるように説明することが重要です。また、条例制定を受けて新たに立ち上げた組織や充実を図っている政策などが記載されていれば良いと思います。次の議題に進みます。</p>
事務局	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング報告書 <p>●資料5をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p> <p>(意見なし)</p>

事務局	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利条例いっしょに作ってみない会の発表会の実施報告 <p>●資料6をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p>
委員	<p>◇資料に「ほんまにやってや」という言葉が、いくつか出てくるのですが、これはどのようなやり取りがあったか教えてください。</p>
事務局	<p>●こどもたちは条例の内容を理解した上で、条例に記載されていることを「ほんまにやってや」と発言していました。いっしょに作ってみない会の1人の子が特によく言っており、第3回の大人との交流の際にも市長に言うほどでした。とても素直で印象的な言葉でしたので、様々な方が参加する発表会の場でも、そのまま伝えていただきました。</p>
委員	<p>◇このセリフを言った子は、いっしょに作ってみない会の初回から大人にやってほしいことを付箋でたくさん書いていました。様々な子が家庭のことや学校のことを率直に書いて、それが前文のこどもの思いやおとなへのメッセージに表現されました。12月14日の発表で、その子が代表する形で、私たちの思いをしっかり受け止めて守ってほしいと伝えましたが、これはこの子だけではなく、いっしょに作ってみない会のこどもたちみんなが伝えたいことだと思っております。</p>
委員	<p>◇非常に印象的な言葉で、前文に入れてもよかったのではないかと思います。インパクトがありました。大事な言葉だと思います。</p>
委員	<p>◇実際にこどもが企画に参加いたしました。最初は参加賞のクオカードに惹かれて参加したのですが、2回目からは交流を楽しみ、毎回非常に楽しんで参加できたと言っていました。また、こどもが発表会の招待状を学校の先生にお渡したところ、校長先生をはじめ3名の先生が来てくださいました。参加させていただきありがとうございました。</p>
委員長	<p>◇本日の案件につきましては以上となります。</p>
事務局	<p>(4) 事務連絡</p> <p>●次回の会議は1月30日(金)18時30分からを予定しています。</p> <p>令和6年6月の第1回目からこれまで10回にわたり開催してきた本委員会も、次回が最終回になります。皆様と作り上げてきた条例案を完成させたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>また、最後の会議になりますことから、可能な限り会場参加していただきたいと思っております。ただし、参加が難しい場合はオンライン参加も可能ですので、事前にご連絡ください。</p> <p>3. 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>